

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年3月23日制定
令和5年3月15日一部改正
一般社団法人群馬県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、過労死や健康起因事故の原因となる脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要なことから、血圧計の普及を図るため乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）について、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が行う血圧計導入促進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下「県ト協」という。）の定款に定める会員（以下「会員」という。）で、群馬県内の営業所に新たに機器を買取り備え付ける中小事業者とする。この場合において、中小事業者とは中小企業庁の解釈によるものとし、次のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

2 前項の助成対象は、会費の滞納がないものとする。

(助成対象機器)

第3条 助成対象となる機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。

2 新たに機器を買取導入したものを助成対象とし、中古品及びリース・レンタルでの導入は助成対象外とする。

(助成交付額)

第4条 助成金交付額は、

1 台あたり、機器の取得価格の1/2（千円未満切り捨て）・
上限（全ト協）50,000円とする。

2 機器の取得価格は本体価格（税抜）であり、プリンタ用紙等のオプション品や連携ソフトの価格は含まない。

3 国から補助金が交付された機器に対しては、助成金は交付しない。

(助成期間)

第5条 令和5年度については、令和5年4月1日(土)から令和6年2月2日(金)の間に導入を完了し、支払い等が終了したものとする。

但し、助成期間内であっても予算が終了した場合には、打ち切ることがある。

(助成金の申請)

第6条 機器の導入を完了した会員は、様式第1「血圧計導入促進助成金実績報告(請求)申請書」により、添付書類とともに令和6年2月9日(金)までに申請するものとする。

(交付決定)

第7条 県ト協は、前条の申請があったときは、予算の状況等をみて助成金の交付の可否を判断し、その旨を速やかに申請者に回答するものとする。

(助成金の交付)

第8条 県ト協は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請者に対して第4条に定める助成金を交付する。

なお、県ト協は、全ト協に対しその要綱に従い、機器に対する助成金の実績報告を行うものとする。

(助成金の返還)

第9条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定をおこなわないものとする。

(財産処分の制限)

第10条 会員は、交付対象の機器を導入の日から起算して、6年間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(管理台帳等の作成、保管)

第11条 県ト協は、本助成に関する管理台帳を作成して、管理、保管するもの

とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、県ト協がこれを別に定める。

(附 則)

本要綱は、平成30年4月1日より適用する。

(附 則)

- 1 本要綱は、平成31年4月1日より適用する。
- 2 改正前の要綱（平成30年3月23日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和2年4月1日より適用する。
- 2 改正前の要綱（平成31年3月20日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和3年4月1日より適用する。
- 2 改正前の要綱（令和2年3月25日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和4年4月1日より適用する。
- 2 改正前の要綱（令和3年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和5年4月1日より適用する。
- 2 改正前の要綱（令和4年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。